

旭川市道路緑化指針（改定案）の概要

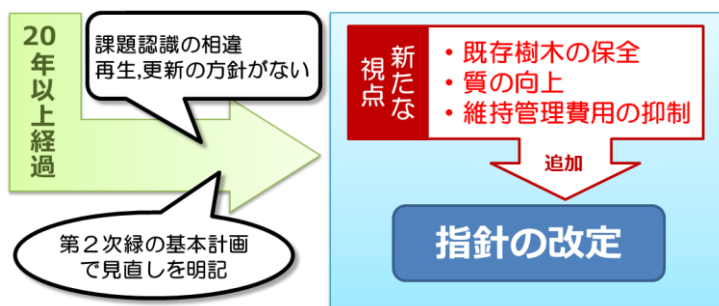
第1章 指針策定の趣旨

1 はじめに

- 都市のみどり ⇒ 都市空間に快適な環境を創出するための大きな要素です。
- 道路緑化 ⇒ 多くの機能を有し、植物という生き物が主な構成材料であることから「親しみ」「潤い」「やすらぎ」という特有の効果をもたらします。

●道路緑化整備指針（平成7年策定）

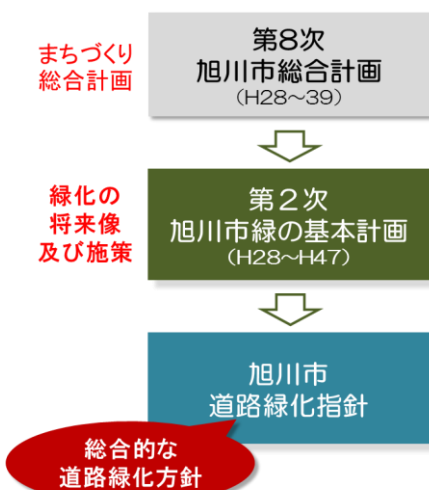
- ・指針に基づき道路緑化の拡大、機能・役割の早期出現を目指してきましたが、新たな視点を加えて今回改定するものです。



2 背景・目的

目的	1) みどりのネットワーク形成や良好な道路景観の創出のため
	2) 道路緑化の考え方を定め、総合的に推進するため
背景	3) 植栽後40年前後経過し、一部は大木化・老木化 ⇒ 道路交通や市民生活の安全性に支障 ⇒ 街路樹再生の新たな取り組みが必要な時期を迎えています
	4) 限られた予算の中で街路樹が持つ機能を十分に発揮させるため ⇒ 目標樹高・樹形を明確にした管理計画を策定し、適切なせん定作業の実施が大切

3 本指針の位置付け



4 適用範囲

この指針は、本市の行政区域内にある道路法上の道路における緑化及び街路樹の再生、保護について適用します。

ただし、国及び北海道が管理する道路については、それぞれが定める計画、基準等を踏まえた上で、本指針に沿って、それぞれの道路管理者が連携し協力するものとします。

第2章 旭川市における道路緑化の現状と課題

○ 現状の課題

(1) 老木化・大木化による悪影響

- ・根上がり、枯枝の落下や倒木による事故リスクが増大
⇒ **道路交通の安全に影響**
- ・大量の落葉や電波障害等 ⇒ **沿線住民の生活に支障**
- ・生育不良や過度なせん定
⇒ **本来の樹形が損なわれ、道路景観に悪影響**



(2) 維持管理費用の増大

- ・街路樹の成長や近年の労務費等の上昇により、維持管理経費用が増加。年間当たりのせん定本数が減少
⇒ **街路樹の安全性の確保が困難**

(3) 空き枿の増加

- ・枯損や危険木等により撤去されたままの植樹枿が多く、**何も植えられていない**状況があります。

(4) 街路樹に対する意識の変化

- ・社会情勢の変化などにより、街路樹に対する愛着が薄れ、街路樹の**撤去及び強せん定の要望**が寄せられるなど沿線住民の理解が得られなくなっています。

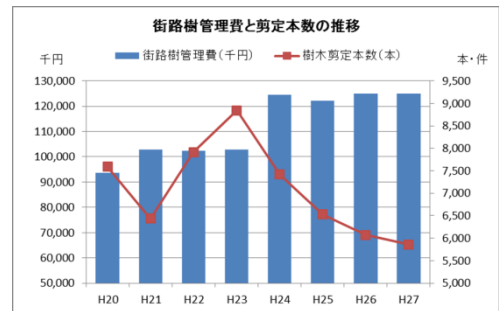


図2-6 街路樹管理費用とせん定本数の推移

第3章 道路緑化方針

1 取組の方向

- ・旭川にふさわしい道路緑化を推進
- ・量・質ともに向上を図り、みどりのネットワークづくりを進めて「みどりの文化都市」の実現を図ります。



2 道路緑化の基本的な考え方

① 中心市街地の潤いの創出

- ・良好な道路景観や快適な環境を保持するため、**整姿せん定による維持管理**を行います。

② 植樹枿等への適切な植栽

- ・植樹されていない植樹枿や植樹帯には、**優先度の高い路線から植樹**を進めます。

③ 幹線道路の緑化

- ・良好な樹形や並木と合わせ、**路線ごとに特徴のある道路緑化**を図ります。

④ 特徴ある道路緑化

- ・空港や高速道路などから都心に至る主要道路や観光施設に至る道路の緑化を強化し、**旭川らしさを感じる道づくり**を進めます。

⑤ 地域に求められる機能を考慮した道路緑化

- ・街路樹の植栽や保全に当たっては、**地域特性との調和に十分留意**することとします。

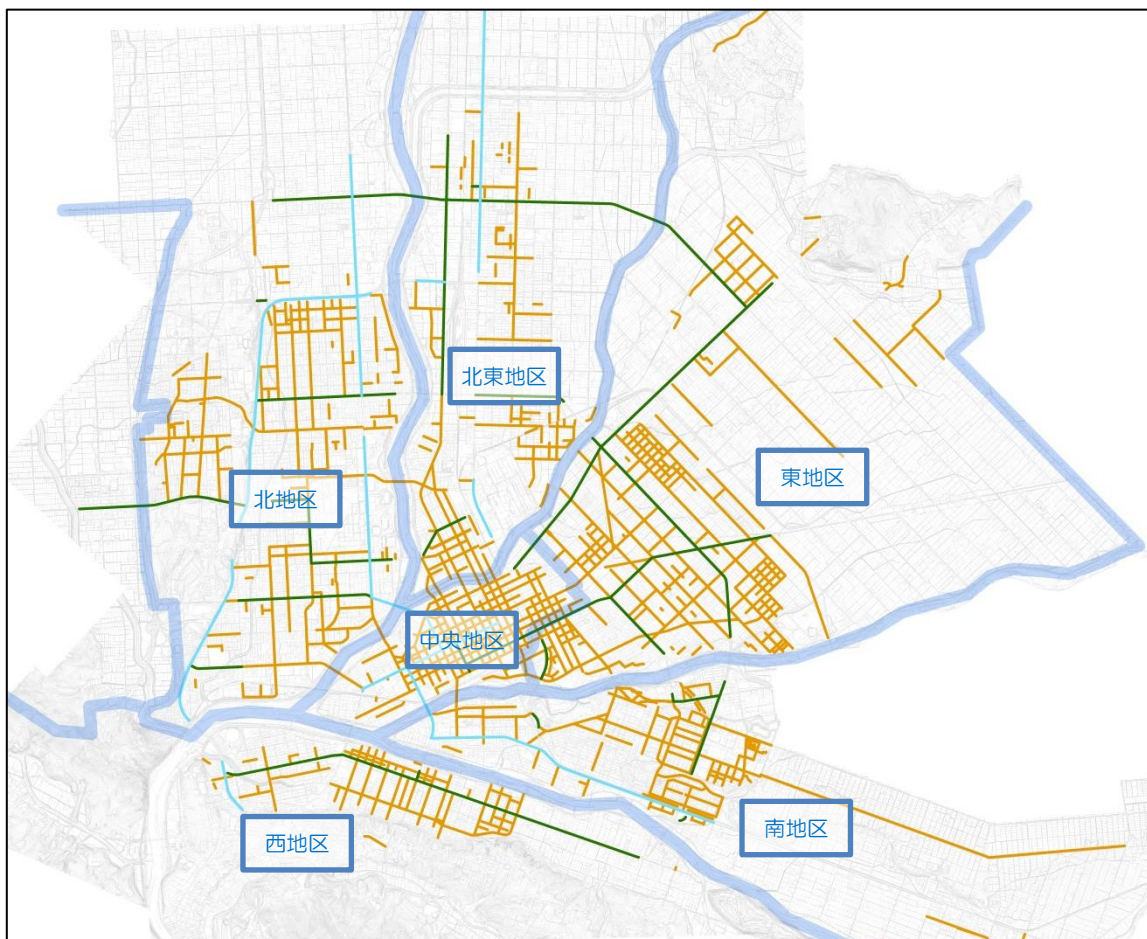
3 配置方針

河川や丘陵地のみどりと拠点である公園緑地等のみどりを街路樹により有機的、体系的に相互に結びつけ、みどりのネットワークを形成します。

4 緑化方針

(1) 緑化地区

緑化地区は、都市計画区域内を6地区に分け、地域の特性に応じた道路緑化を図ります。



(2) 街路樹植栽路線の選定基準

街路樹の植栽に努める路線の基準を示しています。

※詳細は本編参照

(3) 樹種の選定

樹種選定の基準を示しています。

※詳細は本編参照

(4) 植栽基準

植栽方法の基準を示しています。

※詳細は本編参照

第4章 街路樹再生及び保全の基本的考え方

- ・植栽後相当年経過している街路樹 ⇒腐朽に伴う倒木、舗装面への根上がりなどを発生
- ・道路空間と整合が図られた樹種選定ができていない
- ・落ち葉の処理や電波障害などにより、市民の理解を得ることが難しい。

⇒やむなく強せん定を行っている状況が発生

⇒沿線住民の理解を得ながら街路樹本来の機能と姿を取り戻す必要があります。

1 計画的更新による街路樹再生

- ・今後、リスクや管理コストの増大が想定される中、将来を見据えて問題のある街路樹の世代交代を図るため、植栽後の経過年数、樹種、道路状況等を勘案し、計画的な更新を進める。
※更新・撤去の対象路線等の考え方を示しています。(本編参照)

2 道路景観づくりや維持管理費の低減のための管理目標樹高及び樹形の設定

- ・良好な道路景観づくりには、道路や建物とバランスのとれた街路樹の創出が不可欠であり、歩道幅員や車道幅員を考慮した管理目標樹高及び樹形の設定が重要です。
- ・樹木が大きく成長し過ぎると大がかりなせん定となることから、樹高抑制のためのせん定も必要です。
- ・目標とする最大樹高の目安は、景観形成機能等を十分に発揮させるため、7mから9mを基本とします。
- ・歩道幅員が広い場合や景観上重要な路線については、路線の特徴を加味し、十分検討します。

3 シンボル並木の形成推進と保全

形の美しさや緑量感のあるシンボル並木をつくり、街路樹の美しさがまちの魅力となるよう努めるとともに神楽岡通のプラタナス並木など既存のシンボル並木の保全のため、段階的な更新やせん定を実施します。

4 幹の肥大化抑制のための改善

幹肥大化の抑制効果を目的として、地上部の枝葉の量を減らすため、計画的に枝抜きを行います。

5 街路樹と上空架空線との共存

道路の付属施設である街路樹や架空線はともに公共性の高いものですので、街路樹の価値や効用を関係事業者で共有し、架空線との共存を図っていくことが必要です。

6 樹木の管理

- ① 道路空間確保のためのせん定管理
- ② 落葉処理とリサイクル
- ③ 樹形の仕立て方法
- ④ 病虫害予防

※詳細は本編参照

7 樹木の保護育成

- ① 樹木の保護
- ② 地上工作物の設置場所
- ③ 歩道乗入口の設置に伴う移植
- ④ 樹名板の設置
- ⑤ 街路修景の推進
- ⑥ 地域住民への緑化に対する啓発活動

※詳細は本編参照